

大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 大阪文化芸術創出事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けている大阪府内の文化芸術活動の継続・回復をはかるため、予算の定めるところにより、大阪府内の施設を利用して文化芸術活動を行う個人又は団体に対し、大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、法令に特別の定めのあるものを除き、この交付要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大阪府内の施設において実施される、不特定多数を対象とした有料の舞台公演又は作品展示で、以下の各号の要件をすべて満たすものとする。

- （1）文化芸術基本法第8条から第12条に規定する文化芸術のうち舞台公演又は展示を行う事業
- （2）第5条に規定する施設で実施される事業
- （3）チケット販売等を行い実施する事業
- （4）新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされている事業
- （5）宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業
- （6）公序良俗に反するものでない事業

（補助金対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「事業者」という。）は、業として補助対象事業を自らの費用で主催する個人及び団体とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- （2）法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- （3）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な施設の使用料（有料公演日若しくは作品展示会開催日以外の対象事業の準備若しくは片付けに係る費用又は設備使用料等を除く。）とし、新型インフルエ

ンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて中止、延期した場合のキャンセル料を含む。

2 前項にかかわらず、国及び地方公共団体から同事業を行うために必要な施設の使用料及びキャンセル料（有料公演日若しくは作品展示会開催日以外の対象事業の準備若しくは片付けに係る費用又は設備使用料等を除く。）について補助を受けた場合は補助対象経費と認めない。

（補助対象事業を行うための施設）

第5条 補助対象事業を行うための施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

（1）大阪府内の劇場、ホール、ライブハウス等であって、次のアからウの全てに該当するものとして、施設を所有又は運営する者からの申請に基づき大阪文化芸術創出事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が登録したもの

ア 利用料金が明示されていること

イ 収容人数が50人から、3000人程度までであること

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分にとられていること

（2）府内の展示施設等であって、次のア及びイの全てに該当するものとして、施設を所有又は運営する者からの申請に基づき委員長が登録したもの

ア 前号ア及びウに該当すること

イ 室内床面積300㎡未満であること

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象事業を行うための施設とはならない。

（1）役員等（施設の経営者が個人である場合にはその者、法人である場合にはその法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時施設に関する業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者又は団体である場合には代表者若しくは理事等をいう。）が暴力団員若しくは暴力団密接関係者と認められる施設

（2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設

（4）その他、委員長が適当でないとする施設

（補助対象事業を行うための施設の登録）

第6条 補助対象事業を行うための施設の登録は、施設を所有又は運営する者が、大阪文化芸術創出事業（活動支援）補助金施設登録申請書（様式第1号）を委員長に提出することにより行うものとする。

2 委員長は、前項の規定により提出された申請につき、内容その他必要な事項を審査し、対象施設として登録するか否かを決定するものとする。

3 第9条第1号に定める第1期の補助対象事業実施期間の申請に係る施設については7月30日までに、それ以外の施設については9月30日までに登録申請を行うものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は補助対象経費の全額とし、舞台公演に係る費用については1公演あたり1日50万円を上限に、2日分を限度とする。作品展示に係る費用については1会期あたり50万円を上限とする。

2 補助金額は、補助対象経費に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請の上限)

第8条 補助対象事業の申請上限については、第9条に定める補助対象事業実施期間ごとに、次のとおりとする。

- (1) 舞台公演の場合は、出演者について、1人又は1グループにつき、1公演まで
- (2) 作品展示の場合は、作者について、1人又は1グループにつき、1会期まで
- (3) 補助対象事業を行う施設について、1施設につき1月あたり10日まで

(補助対象事業実施期間)

第9条 補助対象事業実施期間(以下「事業実施期間」という。)は、交付決定の時期に関わらず、次のとおりとする。

- (1) 第1期 令和3年9月1日から同年10月31日まで
- (2) 第2期 令和3年11月1日から同年12月31日まで

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を委員長に提出しなければならない。

- (1) 大阪文化芸術創出事業(活動支援)補助金交付申請書(様式第2号-1)
- (2) 要件確認申立書(様式第2号-2)
- (3) 暴力団等審査情報(様式第2号-3)
- (4) 誓約書(様式第2号-4)

2 交付申請は、前条の事業実施期間ごとに別に定める期間内に行わなければならない。

3 前条第1号及び第2号の事業実施期間をまたいで補助対象事業を実施する場合は、前条第2号を対象とする前項の交付申請において、令和3年11月1日以降の事業を補助対象事業として交付申請できるものとする。

4 令和3年12月31日までに開始する事業については、同年12月31日までの事業を補助対象事業として交付申請できるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第11条 委員長は、前条に定める期間中に提出された全ての申請につき、無作為抽出により審査の順を決定し、予算の範囲内において、その内容を審査するものとする。

2 委員長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付又は不交付すべきものと認めるときは、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その内容及びこれに付した条件を交付申請者に対し通知するものとする。

3 委員長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交

付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第12条 委員長は、補助金の交付決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の額の変更(委員長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、委員長の承認を受けなければならない。ただし、使用する施設又は月を変える事業実施期間の変更は認められない。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(委員長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、委員長の承認を受けなければならない。ただし、出演者、作者、使用する施設又は月を変える事業実施期間の変更は認められない。
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止する場合においては、委員長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに委員長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしなければならない。
- (6) 事業者は、補助対象事業に関するすべての関係書類とともに補助対象事業の完了した日の属する年の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
- (7) 事業者は、補助対象事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従わなければならない。
- (8) 事業者は、第三者に対して補助対象事業を周知するホームページ、チラシ、ポスター等に大阪文化芸術創出事業実行委員会から補助金を受けた旨を明示しなければならない。

2 前項第1号及び第2号の規定による委員長の定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%を超えない額で、かつ当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。ただし、使用する施設、月を変える事業実施期間、出演者又は作者の変更は含まないものとする。

3 第1項第1号から第2号の規定により委員長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪文化芸術創出事業(活動支援)補助金変更承認申請書(様式第3号)を委員長に提出しなければならない。

4 第1項第3号の規定により委員長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、大阪文化芸術創出事業(活動支援)補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を委員長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請をした事業者は、交付決定の通知を受け取った日から起算して7日以内に限り、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

3 第1項の規定による取下げがあった場合でも、受領した申請書類等は返却しないもの

とする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 委員長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 委員長が前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 事業者が、補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業を遂行することができない場合(事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 第11条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助対象事業の遂行)

第15条 事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(状況報告)

第16条 事業者は、委員長の請求に基づき、補助対象事業の遂行の状況に関し、委員長に報告しなければならない。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第17条 委員長は、事業者が提出する報告等により、その者の補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 委員長は、事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 委員長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を委員長の指定する日までにとらないときは、第22条第1項の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第18条 事業者は、委員長の定めるところにより、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した翌日から起算して30日以内に、大阪文化芸術創出事業(活動支援)補助金実績報告書(様式第5号)を委員長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 委員長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助対

象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業者に対して命ずるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付額の確定等)

第20条 委員長は、第18条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知するものとする

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第22条 委員長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請内容、報告内容又は提出書類に偽りや不正があったとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 法令等又はこの交付要綱のいずれかに違反したとき
- (4) 第18条に定める報告がないとき
- (5) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき又は第10条の申請をしたときに第3条各号のいずれかに該当していたことが判明したとき
- (6) 第3条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと委員長が認めるとき
- (7) 前6号に掲げるもののほか、委員長が交付決定の取消しが必要と認めるとき

2 委員長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 委員長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合は、既に交付した補助金の一部又は全部について、期限を定めて返還させるものとする。

2 委員長は、前項の規定により補助金の一部又は全部の返還をさせる場合は、書面により、事業者へ通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第24条 事業者は、第22条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を実行委員会に納付しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年あたりの割合は、365日あたりの割合とする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。